

鶴二中災害(大地震・洪水・火災)対応マニュアル

～発生から二次避難所開設まで～

目次

I	事前の危機管理【備える＝被害の最小化に向けて】	
1	本校の状況	P2
2	本校の最悪の想定とその対応	P2
3	防災対策	P3
4	家庭との連絡体制	P4
II	発生時の危機管理【命を守る＝①安全確保、②主体的避難】	
1	地震発生時の基本的な考え方	P5
2	校内における避難	P5
3	登下校時の避難	P6
4	校外で活動をしているときの避難（部活動、学校行事）	P6
5	在宅時の避難	P6
III	事後の危機管理【立て直す＝安全を確保しつつ、リカバー】	
1	校内対策本部の設置	P7
2	下校措置と学校待機・引き渡し、休校等の判断	P7
3	地区毎の下校措置	P8
4	休日等に発生した場合の生徒の安否確認	P8
IV	避難所の開設・運営【支え合う＝復旧に向けて】	
1	自主避難者への対応としての避難所開設（二次避難所指定以前）	P9
2	災害発生時の職員の初期対応	P9
3	自主避難時（二次避難所指定以前）の学校職員の役割	P10
4	二次避難所の開設	P11
5	二次避難所の部屋の割り当て	P11
6	避難所運営と学校の関与	P12
V	今後の動き	
1	生徒・保護者との共通理解・危機意識共有	P13
2	学区コミセン、学区小学校等との共通理解・組織化	P13
3	鶴岡市中央工業団地管理センターとの協議	P13
4	最低限必要な消耗品等の購入・更新	P13
5	施設面での確認	P13
6	鶴岡市教育委員会管理課及び防災安全課への要望	P13
附表	「生徒用マニュアル」	P14

I 事前の危機管理【備える＝被害の最小化に向けて】

1 本校の状況

- (1) 朝暘三小、朝暘五小、栄小、京田小の4小学校区からなり、市街地と農村部に分かれる。学区東側に一級河川赤川が流れている。洪水ハザードマップでは、二中は浸水深0.5m未満の区域にある。平成28年度(2回)、平成25年7月18日に本校北門が冠水。
- (2) 平成19年12月に完成した**校舎・体育館。耐震強度は震度7。**
- (3) 校地は、水田埋立地。鶴岡市地震ハザード(揺れやすさ)マップでは、**庄内平野東縁断層帯地震(マグニチュード7.5想定)で震度6強と予想している。**また、液状化マップでは、**液状化が発生する可能性が高い地域**となっている。
- (4) **グラウンドが1次避難所(5,500名収容)、体育館が2次避難場所(544名収容)。**
鶴岡市洪水ハザードマップによる避難区域は、**茅原町・宝田二丁目・宝田三丁目・文下・末広町・道形町。**
- (5) 冬季以外は、徒歩か自転車通学なので、道路が寸断されない限り、帰宅困難な生徒は出ないと思われる。
- (6) 屋上に受水槽はなく、断水すれば飲用水はない。雨水貯蓄槽(300t)には、雨水が備蓄されている。ポンプ汲み上げが可能なら、トイレ排水に活用できる。なお、停電の場合は男子トイレの小便器センサーは機能しない。
- (7) 暖房は、深夜電力蓄熱暖房機による全空気式温風床下暖房で、停電時使用不可。
 - ※ 発電機(2)、ジェットヒーター(6): 体育館左側控室、武道場
 - ※ ポータブル石油ストーブ(6) 電気不要: 西教材室
 - ※ ファンヒーター・ブルーヒーター(19): 西教材室、2・3階教材室
- (8) 大規模災害時に長時間の停電になった場合は、電気室に可搬式の発電機を接続すれば屋内運動場の照明コンセントと給水設備及び防災設備の使用が可能となり、避難所運営に対応できるようになっている。
- (9) 灯油備蓄量は、最大約600リットル(ホームタンク198L×2。ポリタンク20L×10)。ガソリンは、携行缶に若干量。
- (10) 調理室の熱源は、プロパンガス。容量は50kg×4本で、初期対応(72時間)に耐えられる量。供給は、庄内ガス(22-2362)。

2 本校の最悪の想定とその対応

- (1) 本校グラウンドの地割れや液状化・地盤沈下、防球フェンス・バックネット倒壊
→ アリーナ避難
- (2) 道路の亀裂や液状化で交通網の遮断
→ 学校待機、引き渡し

- (3) 地震による火災発生（自校出火、近隣工場・家屋からの延焼）
 - 風向きによって、グラウンドから宝田体育館・鶴岡中央工業団地管理センター、または、雇用促進住宅宝田宿舎へ二次避難。駅前広場、こびあ等へ三次避難も。
- (4) 赤川の堤防決壊、青龍寺川・内川の氾濫、グラウンド浸水
 - アリーナ2階武道場、校舎2・3階へ避難
- (5) 女川（宮城）及び柏崎刈羽（新潟）原発事故・放射能汚染
 - 学校屋内避難、引き渡し
- (6) ライフラインの停止
 - ① 停電
 - 本校には、発電機2（ステージ左側控室）、投光器4（ステージ下：左端収納）
 - 乾電池式ランタン等の準備 **※ソーラパネル設置（27年度）**
 - ② 断水
 - 1）最低限の飲料水備蓄。避難所に指定されれば、鶴岡市が飲料水搬入。
 - 2）トイレは停電でなければ、雨水備蓄で使用可能。
 トイレ使用不可であればマンホールトイレ(1)、簡易トイレ(1,500)使用
 - ③ 電話回線の途絶（電話、FAX、メール不可）
 - 事前に、学校待機、引き渡し方法を保護者に周知
 - ④ 携帯電話不通、ワンセグテレビ視聴不可
 - 防災ラジオ等での情報収集
- (7) 帰宅困難生徒・職員、避難住民多数
 - 毛布300枚、レジャーマット300枚、飲料水（2リットル×60本・紙コップ）

3 防災対策

- (1) 防災安全主任は、校長の指示の下、防災教育、防災研修の企画立案を担当する。
 - ① 指示・誘導される受け身の避難訓練から、自らの命を守り抜く主体的な避難訓練となるようにする。地震想定での避難訓練では、防火扉を閉じて実施する。
 - ② 授業時だけでなく、部活動や休憩時間の発生を想定した避難訓練を実施する。また、校内避難訓練だけでなく、登下校時の避難訓練や集団下校訓練も検討する。
 - ③ 気象庁や携帯電話各社の緊急地震速報を想定した避難訓練にする。
 - ④ 二中は耐震性が高いので、地震の一次避難場所は、体育館アリーナとする。体育館に避難誘導する際は、教員が安全確認してから体育館に入場する。
- (2) 施設設備の点検
 - ① 毎月1日に施設点検を実施し、落下物・倒壊物・移動物がないか点検する。
 - ② 廊下・アリーナには、常に落下物、倒壊物、移動物がないようにする。
 - 1) 室内の棚・ロッカー等はL字型金具で固定
 - 2) 棚の上には物を置かない。展示棚の中身が飛び出さないようにする。
 - 3) ピアノ、テレビ、給食コンテナ等の備品類の移動・倒壊防止策

4) 非構造部材（照明器具、天井材、外装材、窓等）も定期的に点検する。

※ アリーナ照明の締め付けを電灯交換時に定期的に点検

※ 賞状額落下、図書室蔵書散乱、職員室の引き出しは飛び出し可能性大

(3) 防災用具等の整備

①	ステージ下収納	バルーン投光機(4)、西教材室・東控室鍵、防災ラジオ 延長コードドラム(2)、5年保存水(2 L × 60)、 紙コップ、毛布(180)、簡易トイレ(1500)、 レジャーマット(100)、マンホールトイレ(1)、毛布(120)
②	東控室	レジャーマット (200)、発電機(2)、ジェットヒーター(5)
③	職員室	生徒名簿・生徒調査票、地域生徒会名簿 ハンドマイク、懐中電灯、乾電池、マスターキー 校地図・校舎平面図・学区地図（拡大版準備） 個人用携帯電話及び電池式充電器
④	技能職員室	工具、ジャッキ、軍手、ロープ、ブルーシート、スコップ
⑤	職員玄関・資料室	スリッパ
⑥	各階教材室等	扇風機

4 家庭との連絡体制

(1) 保護者への連絡は、生徒調査票に記載された緊急連絡先（第1、第2）に電話連絡をすることを基本とする。

(2) 回線電話、携帯電話が通じない場合は、災害伝言ダイヤル171を活用する。

① 録音の場合

- 1) 171を押す。
- 2) 音声ガイドに従い、プッシュ式の数字の1を押す。
- 3) 本校の電話番号を市外局番から押す（0235228322）。
- 4) プッシュ式の数字の1の後、#を押す。
- 5) ピッと鳴ったら、30秒以内で伝言を話す。
- 6) 話し終わったら、プッシュ式の数字の9の後、#を押す。

② 再生の場合

- 1) 171を押す。
- 2) 音声ガイドに従い、プッシュ式の数字の2を押す。
- 3) 連絡を取りたい本校の電話番号を押す（0235228322）。
- 4) プッシュ式の数字の1の後、#を押す。
- 5) 新しい順に伝言を聞く。伝言日時も流れる（繰り返し聞くときは8#）。

II 発生時の危機管理【命を守る＝①安全確保、②主体的避難】

1 地震発生時の基本的な考え方

(1) 生徒が自らの命を守り抜くため、地震が発生したら自ら頭部を守るなどして安全を確保し、揺れが収まったら、より安全な場所に避難する。

・「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に一次避難

■群馬大学大学院教授片田敏孝氏「3つの柱」

- ① 想定にとらわれるな。災害は常に想定の通りに来ないと肝に銘じる。
- ② 状況の中でベストを尽くせ。より安全な場所へベストを尽くして逃げろ。
- ③ 率先避難者たれ。他人の命ではなく、自分の命をとにかく最優先で守れ。君が必死に逃げる姿が、他の人の避難を可能にする。

(2) 教職員は、安全確保、一次避難指示、救助・応急手当、緊急持出等の緊急対応を行う。その後、火災が発生した場合などは、二次避難を指示する。

2 校内における避難

(1) 携帯電話各社の緊急地震速報や「エリアメール」で、安全確保の指示。

※ 空振りを恐れず、校内放送で指示

※ 停電時は、赤い「非常ボタン」を押すと蓄電池が作動し、校内放送可能。

※ 校内放送が使えない場合、職員室在室職員が手分けして拡声器等で指示

(2) 生徒が強震を感じたら自ら机の下に入り机の脚を持ち、安全を確保する。放送前でも、自分の判断で下に入り机の脚を持つ。

教科担任も、放送前に自己判断で安全確保を指示し、入り口の戸を開け、避難路を確保する。また、不安軽減の声かけを継続する。

(3) 廊下、体育館、グラウンドにいた場合も、安全な場所を瞬時に判断し、安全を確保する。休み時間、部活動等で指示がなくても、自分の身は自分で守る。

※ 「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所

※ 窓際（ガラス破損）は避ける。蛍光灯の下（落下）は避ける。

(4) 揺れが収まったら、頭部を保護しながら体育館アリーナへ避難する。放送の指示がなくても、教科担任や部活動顧問、または、生徒の判断で体育館へ避難する。

避難完了後、人員点呼し、人数を確認する。負傷者・不明者がいたら対応する。

(5) 土日の部活動時も同様に対応する。

3 登下校時の避難

(1) 徒歩及び自転車通学生徒は、地震発生時、一時停止し、安全を確保する。

揺れが収まったら、自宅に戻るか登校するか、避難所に避難するか判断する。

※ 「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難

※ ブロック塀、自動販売機等の倒壊、屋根瓦落下等に注意（継続的に指導）

(2) 冬季バス通学生徒は、運転手がラジオで情報収集し判断するので、その指示に従う。

4 校外で活動をしているときの避難（部活動、学校行事） ※ 連絡網持参

(1) 事前に活動場所周辺の地理及びリスクを調査、避難場所を想定

(2) 初期対応としての安全確保（落下物、倒壊物、移動物のない場所へ）

(3) 揺れが収まったら、安全な場所に一次避難。場合によって、二次避難。

(4) 引率者が帰宅方法を確認（場合によっては、現地待機で保護者引き渡し）

5 在宅時の避難

(1) 初期対応としての安全確保（落下物、倒壊物、移動物のない場所へ）

(2) 揺れが収まったら、自宅で待機するか、自主避難するかを判断。

※ 「自分の身は自分で守る」「率先避難者たれ」「助けられる人から、助ける人へ」

Ⅲ 事後の危機管理【立て直す＝安全を確保しつつ、リカバー】

1 校内対策本部の設置

- (1) 災害発生時には、災害対策本部を職員室、または、体育館ステージに設置する。
- (2) 本部長は校長が務める。校長不在の場合は、教頭が本部長を代行する。
- (3) 本部長は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、事務職員、技能職員とする。
- (4) 本部は以下のことを行う。
 - ① 一次・二次避難の判断・指示（校内放送使用不可なら、分担して伝令）
 - ② 情報収集（テレビ、ラジオ、ワンセグテレビ等）
 - ③ 施設設備の状況把握
 - ④ 下校措置、翌日以降の休校の判断
 - ⑤ 鶴岡市教育委員会への報告・連絡・相談
 - ⑥ 自主避難者への準備・対応（体育館開放用玄関を開錠）
- (5) 職員は、以下の役割を分担する。
 - ① 【学年団】生徒の安全確保（1次避難・2次避難誘導）、保護者連絡
 - ② 【養護教諭】救護
 - ③ 【事務職員】非常持ち出し
 - ④ 【技能職員】施設点検、応急修理

2 下校措置と学校待機・引き渡し、休校等の判断

- (1) **震度5弱以上の地震、または洪水が発生し、学区の被害状況が不明**の場合は、**全員を一旦学校待機**とし、学区状況の把握に努める。
安全が確保された場合、通常の方法で下校させる。
- (2) **引き渡しをするのは、以下の場合**とする。
 - ① **道路が遮断され、徒歩・自転車での帰宅が不可能な場合**
 - ② 上記以外で、**健康面・情緒面で一人で帰宅させるのが不安な生徒**
- (3) **引き渡しの措置をとった場合は、速やかに災害伝言ダイヤルに音声を入れる。**
- (4) 保護者にはPTA総会等で学校待機や引き渡し方法について周知する。
また、本校HPに、「災害対応マニュアル」をアップする。
- (5) 引き渡しと判断した場合、生徒名簿を使い、待機生徒に印をつける。引き渡しの際は、引き渡し日時、引き渡した人の氏名を生徒名簿に記入する。
- (6) 保護者への引き渡しは、生徒昇降口で行う。その際、職員はビブスを着用する。
引き渡す際は、生徒と引き渡す方を直接会わせ、人物確認を行い、名簿に記入する。
- (7) 学校待機生徒が学校に泊まる場合は、武道場を使用する。
- (6) 休校及び教育活動再開の判断基準は、以下の通りとする。
 - ① 普通教室に避難者がいるか

- ② ライフラインが復旧しているか
- ③ 給食が準備できるか（できない場合、午前のみ授業も検討）

3 地区毎の下校措置

- (1) 【豊田、福田、林崎、高田、北京田、覚岸寺、荒井京田、湯野沢、中京田、平田、播磨、小京田】（夏季：自転車、冬季スクールバス通学）

- 1) 余震が収まった場合、職員が通学路の安全確認
- 2) スクールバス運行が可能か、鶴岡市教育委員会管理課と協議
- 3) バスを出せない場合、徒歩で帰宅させず、学校待機・引き渡し。

- (2) 【鳥居町南部、朝陽町】（夏季：自転車通学、冬季：徒歩）
【錦町、上畑町、茅原、道形町、大宝寺町、末広町、日吉町、宝町、鳥居町北部、切添町、宝田、日和田町、余慶町、本田】（通年：徒歩通学）

- 1) 余震が収まった場合、職員が通学路の安全確認
- 2) 安全が確認された場合のみ、地区ごと集団下校 ※要訓練

4 休日等に発生した場合の生徒の安否確認

- (1) 甚大な被害が予想される場合に実施する。
- (2) 学級担任が各家庭に回線電話や携帯電話で連絡し、安否を確認する。
- (3) 電話連絡がつかない場合は、避難所等を職員が手分けして訪問し安否確認する。
ただし、職員の安全確保が困難な場所・ルートは除く。避難先は、一覧にまとめる。
- (4) 不明者がいた場合は、所在がはっきりするまで安否確認を継続する。
- (5) 死亡者、不明者及び負傷者がいた場合、市教育委員会に速やかに報告する。

IV 避難所の開設・運営【支え合う＝復旧に向けて】

1 自主避難者への対応としての避難所開設（二次避難所指定以前）

- (1) 本校は学区の拠点施設であることから、大規模な地震の際は、避難住民の数は、相当数になることが予想される。近隣工場からの避難者も想定しておく。
- (2) 鶴岡市地域防災計画では、施設の管理者が避難所開設にあたりとされていることから、「二次避難所指定」以前に自主的に避難してくる住民がいる場合、校長の責任の下で避難所を開設する。

避難所開設の基準は次の通りとする。

- ・体育館及びその周辺の被害状況と危険度を確認し、その後、避難者を体育館に誘導する。
- ・避難者数が多くなければ、体育館のみ開放し、校舎側は開放しない。
- ・避難者数が多く体育館だけでは足りない場合は、教室棟も開放する。

2 災害発生時の職員の初期対応

- (1) 鶴岡市で**震度6弱以上の地震が発生した場合**は、体育館夜間開放用玄関を開錠し、自主避難に備える。
- (2) 勤務時間外に**震度6弱以上の地震が発生した場合**は、校長及び教頭が学校に駆けつけ、初動体制を指揮する。
校長・教頭が駆けつけることが遅れることも想定し、本校近隣の地域の方2名にも開錠を依頼してある。
- (3) 勤務時間以外に**洪水警報**もしくは**赤川氾濫警戒情報**が発表された場合は、職員は自宅に待機する。

赤川氾濫危険情報（いつ氾濫してもおかしくない状態）が発表された場合は、校長・教頭が学校に駆け付け、情報収集・初期体制の確認を行う。

- (4) 教職員の非常配備体制は、以下のとおりとする。
 - ① 夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生し、本校に避難所を開設するに至った場合は、校長は職務命令により職員を招集し、非常災害業務に従事させる。
震度6強以上の場合、電話連絡がない場合でも教職員全員が、非常配備につく。
(時間外勤務：特殊勤務手当支給対象)
 - ② 勤務時間中に災害が発生し、勤務時間に連続して夜間に時間外勤務を命じた場合、可能であれば翌朝、一旦帰宅させ家族の安否確認、家屋等の状況確認をする。
 - ③ 鶴岡市の避難所開設班が機能するまでの間、宿泊を伴う業務は、男性職員を基本とする。【仮眠所：職員更衣室、相談室1～3、校長室】
 - ④ 避難所運営が軌道に乗ってきたら、2交代制、3交代制で対応する。
 - ⑤ 職員の健康管理に配慮する。可能であれば、代替措置をとる。

3 自主避難時（二次避難所指定以前）の学校職員の役割

- (1) **【本部】： 校長・教頭を中心に**（二次避難所指定以降は、**総括班**へ移行）
- ・避難者の居住スペースの決定
 - ・校地・避難所の巡回・点検
 - ・情報収集、鶴岡市防災安全課との連絡（現状報告、必要物資手配、給水依頼等）
 - ・避難者のニーズ把握・相談窓口
- (2) **【避難者受入係】 教務主任を中心に**（二次避難所指定以降は、**庶務班**へ移行）
- ・避難者の受け入れ、居住スペースまでの誘導
 - ・避難者数把握（可能であれば名簿作成）、入退所者数の把握
 - ・居住スペースに町内会名を表示
 - ・ペットは、校舎内に入れない。テニスコート周辺を避難ペットのスペースとし、リードで繋ぐかケージに入れることを原則とする。
※ ピロティーもケージでの使用は可能（リードを繋ぐものはない）
- (3) **【食料係】 生徒指導主事を中心に**（二次避難所指定以降は、**食料班**へ移行）
- ・救援食料の分配、炊き出し対応
 - ・食事の配給・配膳 ※食物アレルギー対応
- (4) **【物資係】 3年主任を中心に**（二次避難所指定以降は、**物資班**へ移行）
- ・飲料水・食料等の受け入れ
 - ・食料に関しては、食料班との連携
 - ・必要に応じて避難者へ物品借用願い【発電機、揚水ポンプ、リヤカー等】
- (5) **【救護係】 養護教諭を中心に**（二次避難所指定以降は、**救護班**へ移行）
- ・応急手当
 - ・医療機関への搬送補助 ※ 担架（1）、車椅子（1）
 - ・健康状態の把握（特に高齢者、乳幼児）
- (6) **【環境衛生係】 技能職員を中心に**（二次避難所指定以降は、**環境衛生班**へ移行）
- ・仮設トイレの設置・管理 ※ トイレトペーパー：西教材室
 - ・換気及び暖房 ※ ジェットヒーター（6）ポータブル石油ストーブ（6）
 - ・ゴミ処理対応 ※ ピロティー付近で分別保管
 - ・清掃班の編成
※ シャワーは、技能職員室、かがやき教室にある。
※ 洗濯機は、技能職員室、家庭科室、かがやき教室にある。
- (7) **【広報係】**（二次避難所指定以降は、**情報班**へ移行）
- ・情報収集・伝達（防災ラジオ、ワンセグテレビ等）
 - ・避難住民への掲示板による情報提供（開放用玄関付近）
※ 仮設電話設置の場合、地域開放玄関付近
 - ・避難者への協力依頼

4 二次避難所の開設

- (1) 鶴岡市災害対策本部より二次避難所に指定された場合は、鶴岡市教育委員会管理課長より施設管理者（校長）に通知がある。まだ開錠していない場合は、通知後、速やかに開錠する。
- (2) 避難所に指定された場合、鶴岡市より避難所開設班4名程度（市民生活班、建築班、医療班、調査班）が二中に派遣されることになっている。
- (3) 市職員（避難所開設班）は、施設管理者（校長）、自主防災組織・自治会役員等の協力を得ながら開設に取り組む。

5 二次避難所の部屋の割り当て

- (1) 二次避難所に指定された場合、「**居住スペース**」は、**以下の順で割り振る**。可能であれば、体育館（アリーナ、武道場等）を「避難所エリア」、校舎を「教育エリア」と住み分けを図る。また、自主防災組織の協力を得ながら、町内会単位で場所を割り振るように努める。

- ① 体育館1階アリーナ、ステージ ※ 若干のマットあり
- ② 体育館2階武道場 ※ 畳あり：妊婦、乳幼児、高齢者等の災害弱者優先
- ③ 校舎2階特別教室（多目的ホール、図書館、美術室、西学習室、学習室2・3）
- ④ 校舎3階特別教室（視聴覚室、技術室、被服室等）
- ⑤ 校舎1階特別教室（会議室等）
- ⑥ 校舎3階1年普通教室
- ⑦ 校舎2階2年普通教室
- ⑧ 校舎1階3年普通教室

※ 上記でも収容できない場合は、廊下等のスペースも一時的に活用する。

※ 避難が長期化した場合、避難所をアリーナに集約していく。少人数になったら、武道場に限定する。

- (2) 避難所の管理や運営に必要な場所を以下のように割り振り、それぞれ表示する。

- ① 本部機能を持つ「**事務室**」は、**体育館ステージ**に置く。
- ② 避難所の「**救護室**」は、**1階保健室**とする。
- ③ 避難所の炊き出し等を担う「**調理室**」は、**1階調理室**とする。
- ④ 通信や情報連絡を行う「**情報室**」は、**1階端末室**とする。
- ⑤ 病人や高齢者のための要介護一時スペースとしての「**休憩室**」は、**1階3年西学習室**とする。
- ⑥ 妊婦、授乳者のためのスペースである「**更衣室**」は、**体育館更衣室**とする。
- ⑦ 保管のための「**物資スペース**」は、**1階学習室1、生徒会室、第1音楽室**とする。

- (3) 個人情報保護の観点から、職員室・校長室には職員以外、立ち入りを許可しない。

6 避難所運営と学校の関与

(1) 初動期【学校主体の運営】

- ① 自主避難者への対応
 - ② 避難所の開設、避難者の誘導
 - ③ 本校備蓄物資の提供、学区内コミセン等との連絡・情報共有
- ※ 食料品、飲料水、簡易トイレ、毛布等は、鶴岡市が速やかに準備

(2) 安定期【避難所運営委員会・避難者による自主的運営】

- ① 鶴岡市災害対策本部による避難所指定
- ② 自主防災組織・自治会長、施設管理者等による避難所運営委員会設置
 - ・生活上のルール作成・周知
 - ・違反者への対応
- ③ 学校職員は段階的に支援にまわる。近隣生徒のボランティア活動も開始。
- ④ 学校教育活動再開に向けての校舎の環境整備

(3) 撤収期【教育活動主体：通常勤務】

- ① ライフライン回復、避難者数減少
- ② 「避難所エリア」（体育館、武道場）と「教育エリア」（校舎棟）の住み分け
- ③ 授業の早期再開、生徒ボランティアの日常的活用

V 今後の動き

1 生徒・保護者との共通理解・危機意識共有

- ・生徒への啓蒙・指導、避難訓練の実施
- ・保護者への周知（引き渡し方法、災害伝言ダイヤル171の活用）

2 学区コミセン、学区小学校等との共通理解・組織化

3 鶴岡市中央工業団地管理センターとの協議（鶴岡市教育委員会を仲立ちにして）

4 最低限必要な消耗品等の購入・更新

- ① 水（5年保存） ・毎年10箱程度教育振興会費で購入：ステージ下収納
 - ・5年を過ぎたものは、飲料用以外で活用

5 施設面での確認

- ① マンホールトイレは、体育館入り口付近の外にある汚水マスの上に設置する。
- ② 揚水用ポンプ設置場所は、濾過機械室マンホール。 ※ ポンプ借用先の検討

6 鶴岡市教育委員会管理課及び防災安全課への要望

- ① 避難所開設者と一目でわかるベスト等の配布
- ② 施設管理者及び開錠駆けつけ要員への一斉メールシステムの構築
- ③ 可搬式の大型発電機の設置
- ④ マンホールトイレの増設（せめて男女各1に）

鶴岡二中 地震発生時対応マニュアル(生徒用)

場所		地震発生	安全確保	一次避難	二次避難
校内	教室		机の下へ 椅子の脚を持つ 頭部を守る	二中体育館へ	火災以外は、二次避難なし
	廊下・外		落下物・倒壊物・移動物を避ける 頭部を守る		
登校	徒歩		一旦停止 頭部を守る 落下物・倒壊物・移動物を避ける ※ブロック塀注意 ※自販機注意	自宅へ戻るか、 登校するか、 最寄りの一次避難所に行くか、 距離で判断	二中体育館 または 最寄りの二次避難所へ
	自転車				
	バス				
下校	徒歩		一旦停止 頭部を守る 落下物・倒壊物・移動物を避ける ※ブロック塀注意 ※自販機注意	自宅へ戻るか、 学校に戻るかか、 最寄りの一次避難所に行くか、 距離で判断	
	自転車				
	バス				
自宅			頭部を守る 落下物・倒壊物 ・移動物を避ける	一次避難所へ	最寄りの二次避難所へ

鶴岡二中 地震発生時対応マニュアル(生徒用)

場所		地震発生	安全確保	一次避難	二次避難	
校内	教室		机の下へ 椅子の脚を持つ 頭部を守る	落下物・倒壊物・移動物を避ける 頭部を守る	二中体育館へ	火災以外は、二次避難なし
	廊下・外					
登校	徒歩		一旦停止 頭部を守る 落下物・倒壊物・移動物を避ける ※ブロック塀注意 ※自販機注意	一旦停車 運転手の判断	自宅へ戻るか、 登校するか、 最寄りの一次避難所に行くか、 距離で判断	二中体育館 または 最寄りの二次避難所へ
	自転車					
	バス					
下校	徒歩		一旦停止 頭部を守る 落下物・倒壊物・移動物を避ける ※ブロック塀注意 ※自販機注意	一旦停車 運転手の判断	自宅へ戻るか、 学校に戻るか、 最寄りの一次避難所に行くか、 距離で判断	二中体育館 または 最寄りの二次避難所へ
	自転車					
	バス					
自宅			頭部を守る 落下物・倒壊物 ・移動物を避ける	一次避難所へ	最寄りの二次避難所へ	